

○R7.10/10 行政説明での質問事項についての回答

R8.1.13 島根県高齢者福祉課 施設サービス係

【質問事項】

①機能維持・向上加算の日割り算定の見直し

要綱および取扱基準における計画運営加算の規定によると、「月の途中に退所・入院・外泊等により事業の継続を中止・再開した場合又は事業を完了した場合は、当該月については日割りにより算定した額を加算額とする」と定められている。現時点において見直しは困難である。

②軽費老人ホームの大規模修繕、建て替え等に関する何らかの補助金はあるか

「島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱」のうち①「地域密着型サービス等整備成事業」②「介護施設等の創設を条件に行う広域施設の大規模修繕・耐震化整備事業」において補助金がある。①においては、軽費老人ホームは対象となっているが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている必要があり、かつ定員29人以下であることが条件。②においては、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設（特別養護老人ホームなど）1施設を創設することを条件に軽費老人ホームの大規模修繕を行う事業が対象となる。

③共益費は施設独自で決めていいか

取扱基準における基本利用料に該当する場合は準拠されたい。

④入所者待遇特別加算の高齢者等の範囲の見直し

→満60歳～65歳の範囲の高齢者等を非常勤職員として雇用している施設を対象としているが、高年齢者雇用安定法の改正など状況が大きく変わっていることを踏まえ、再度検証し見直しを検討中。（来年度の改正に向けて協議中）

まだ協議中のため今後状況が分かり次第、速やかに共有させていただきます。

以上よろしくお願ひいたします。